

個人町県民税(住民税)の概要

1) 個人の町県民税(住民税)

町県民税とは、「地域社会における様々な行政サービスの提供にあたって必要となる費用を、広く町民の皆さんから、その所得等に応じて負担していただく」という性格を持った税金です。

群馬県に納める県民税は、税率の違いを除けば課税や納税の仕組みは町民税と同じであることから町民税とあわせて納めていただき、町を経由して県に納められます。

2) 住民税の申告

個人の町県民税は、適正に課税するために納税者から申告していただくことになっています。

申告書の提出期限は、毎年3月15日(土日祝日にあたる場合は翌開庁日)です。

ただし、以下に該当する方は申告不要です。

■住民税の申告をしなくてもよい人

- (1)所得税の確定申告書を提出した人
- (2)前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から町役場へ給与支払報告書が提出されている人
- (3)前年中の所得が公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更がない方

※給与所得の年末調整が済んでいて、かつ、給与以外の所得があり、その所得が20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、住民税の申告は必要となります。

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得が20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、住民税の申告は必要となります。

3) 納める人(納税義務者)

個人の町県民税の納税義務者は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納 め る 税 額
町内に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
町内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人	均等割額

※町内に住所があるか、また事業所等があるかどうかは、賦課期日(毎年1月1日)の状況で判断します。

【例】令和8年1月1日にみなかみ町に住所があれば、1月2日に転出しても、令和8年度町民税・県民税はみなかみ町に納めていただくことになります。

4) 町県民税のかからない人(非課税となる人)

■均等割も所得割もかからない人

(1)生活保護法によって生活扶助を受けている人

(2)障害者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下であった人

【所得135万円以下となる例】

給与収入金額 : 2, 043, 999円まで

65歳以上の人の年金収入金額 : 2, 450, 000円まで

65歳未満の人の年金収入金額 : 2, 166, 667円まで

■均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

本人と控除対象配偶者および扶養親族を合わせた人数に28万円を乗じ、10万円を加算した金額

(控除対象配偶者および扶養親族がいる場合、さらに16万8千円を加算した金額)以下の人

扶養人数	所得金額
なし	38万円以下
1人	82万8千円以下
2人	110万8千円以下
3人	138万8千円以下

■所得割がかからない人

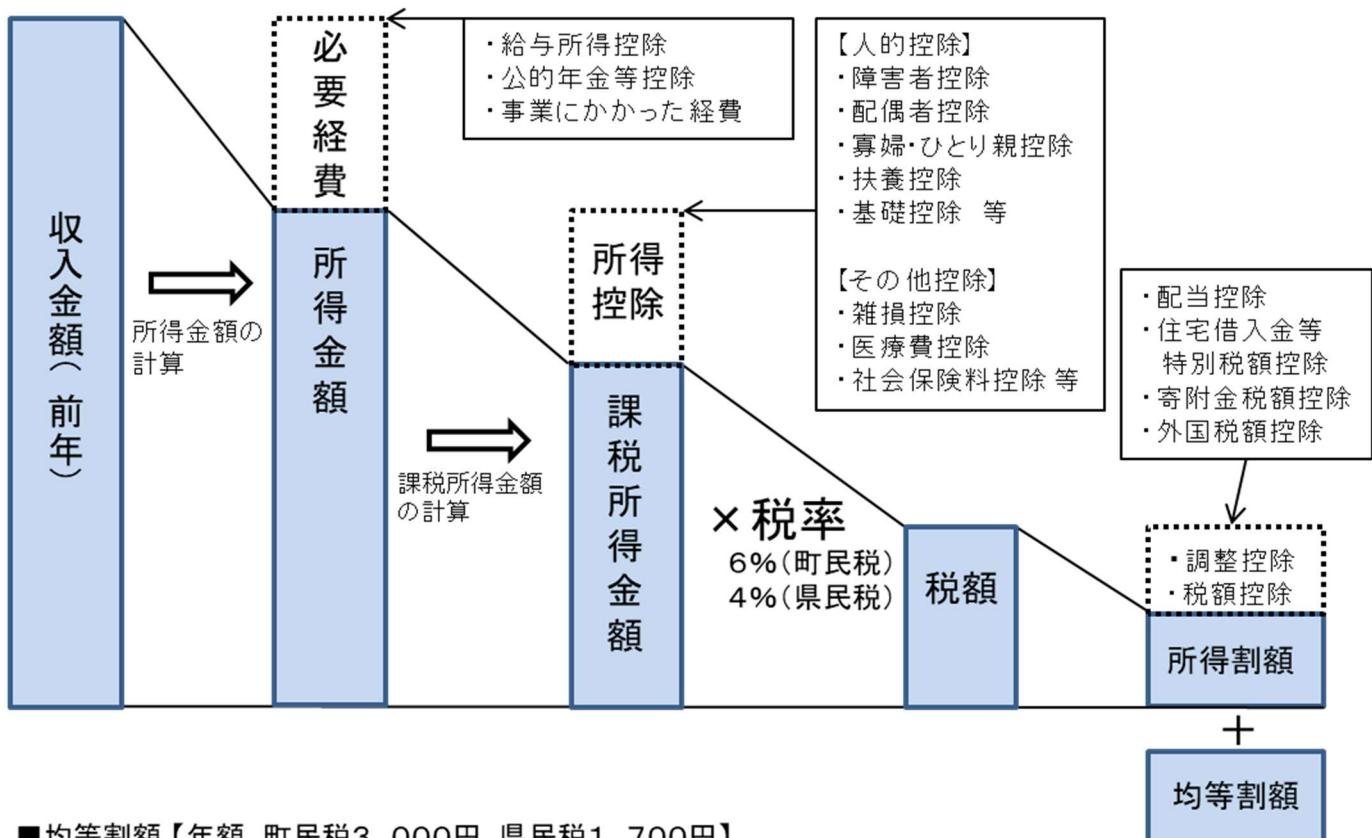
前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

本人と控除対象配偶者および扶養親族を合わせた人数に35万円を乗じ、10万円を加算した金額

(控除対象配偶者および扶養親族がいる場合、さらに32万円を加算した金額)以下の人

扶養人数	所得金額
なし	45万円以下
1人	112万円以下
2人	147万円以下
3人	182万円以下

5) 税額の計算



区分	町民税均等割	県民税均等割	森林環境税(国税)	合計
上乗せ前の均等割税額	3,000円	1,000円		4,000円
ぐんま緑の県民税 (令和10年度まで)		700円		700円
森林環境税(国税)			1,000円	1,000円
合計	3,000円	1,700円	1,000円	5,700円

※ぐんま緑の県民税(県民税700円)は令和6年度以降の課税期間が5年間延長されました。

※東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から臨時的に年額1,000円(町民税500円・県民税500円)が賦課徴収されていたものが令和5年度をもって終了し、令和6年度から森林環境税(年額1,000円)が賦課徴収されています。

■所得割額【町民税6% 県民税4%】

所得税と同じく所得を基準として課税するもので、所得金額の計算方法は所得税と同一とされています。ただし、市町村民税の性格等を踏まえ課税所得の範囲については、地方税法で特別な定めを設けるとともに、所得控除については、その内容及び控除額について所得税と異なるものとしています。

6) 所得金額

所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出されます。なお、町民税は前年中の所得を基準にして計算するため、例えば令和8年度の町民税は、令和7年中(令和7年1月1日～12月31日)の所得金額が基準となります。

★所得の種類と所得金額の算出方法

所得の種類		所得金額の計算方法	
総合課税	給与所得	給料・賃金・賞与	収入金額－給与所得控除額－特定支出控除額
	公的年金等	公的年金等の収入金額－公的年金等控除額	
	他の所得に当てはまらない所得	収入金額－必要経費	
	事業所得	農業、営業等の事業により生じる所得	収入金額－必要経費
	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
	配当所得	株式や出資の配当	収入金額－株式などを取得するための借入金の利子
	総合譲渡所得	自動車や機械等の財産の譲渡	短期譲渡所得の総収入金額－(取得費+譲渡費用) + 長期譲渡所得の総収入金額－(取得費+譲渡費用)－特別控除額
	一時所得	生命保険満期返戻金、懸賞当選の金品など	収入金額－必要経費－特別控除額
分離課税	利子所得	公社債・預貯金の利子	収入金額＝所得金額
	分離譲渡所得	土地や建物等の譲渡	収入金額－(取得費等+譲渡費用)－特別控除額
		株式等の譲渡	総収入金額－(取得費+委託手数料等)
	上場株式等の配当所得	株式や出資の配当	収入金額－株式などを取得するための借入金の利子
	山林所得	山林を立木のまま、または伐採して譲渡	収入金額－必要経費－特別控除額
退職所得			
		退職金・一時恩給等	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2

【非課税所得】

次のような所得は非課税所得として区分され、金額の多少に関わらず所得税や町県民税の対象になりません。

- ①傷病者や遺族などが受け取る年金や恩給など
- ②損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ③雇用保険の失業給付
- ④宝くじの当選金品など

7) 給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除を収入金額から差し引くことになっています。給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。2カ所以上から給与の支払いを受けた場合は、合計した金額を収入金額として計算します。

給与収入金額の合計額	控除額
190万円未満	65万円
190万円以上 360万円未満	給与等の収入金額 × 30% + 8万円
360万円以上 660万円未満	給与等の収入金額 × 20% + 44万円
660万円以上 850万円未満	給与等の収入金額 × 10% + 110万円
850万円以上	195万円（上限）

- ・給与収入の金額が660万円未満の場合は、実際には「簡易給与所得表」によって直接給与所得の金額を求めます。
- ・給与収入の金額が850万円を超える方で、子どもや特別障害者等を有するなど、一定の要件に当てはまる場合は、所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

8) 公的年金の所得の計算

公的年金等による雑所得は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。控除額は、年齢区分・年金の収入金額に応じて次のように計算されます。なお、公的年金以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は計算方法が変わりますので、詳細は役場税務会計課までお問い合わせください。

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	控除額
65歳未満	130万円未満	60万円
	130万円以上 410万円未満	公的年金等の収入金額 × 25% + 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	公的年金等の収入金額 × 15% + 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	公的年金等の収入金額 × 5% + 145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円
65歳以上	330万円未満	110万円
	330万円以上 410万円未満	公的年金等の収入金額 × 25% + 27.5万円
	410万円以上 770万円未満	公的年金等の収入金額 × 15% + 68.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	公的年金等の収入金額 × 5% + 145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円

- ・年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。
- ・給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

9) 所得控除

所得控除は、配偶者や扶養親族があるかどうか、また、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、その納税者の方の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くこととなる金額です。主な控除の種類と計算方法は次のとおりです。(所得税とは控除金額の計算が異なるものがあります。)

★ 控除の種類と控除額の計算方法

所得控除	要件	控除額
雑損控除	災害や盗難などにより資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損害金額+災害関連支出の金額-保険金等の額)-(総所得金額等の合計額×10%) ②(災害関連支出の金額-保険金等の額)-5万円
医療費控除	①医療費控除: 医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超える場合 ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例): 自己負担した対象の一般用医薬品等(OTC医薬品)の購入費が一定額を超える場合	①【最高200万円】 (1年間に支払った医療費の総額-保険金等の額)-10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額 ②【最高88,000円】 (スイッチ OTC 医薬品の購入費-保険金などで補てんされる金額)-12,000円
社会保険料控除	社会保険料(健康保険料、年金保険料、介護保険料・後期高齢者医療保険料などを支払った場合	前年中に支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	前年中に支払った金額
生命保険料控除	①生命保険契約等 ②個人年金保険契約等 ③介護医療保険契約等の保険料や掛金を支払った場合	①～③の契約ごとに計算した控除額の合計額(上限7万円) 旧契約(平成23年12月31日以前に契約)だけの場合 支払保険料 控除額 15,000円以下のとき 全額 15,000円超え 40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超え 70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超え 35,000円 新契約(平成24年1月1日以降に契約)だけの場合 支払保険料 控除額 12,000円以下のとき 全額 12,000円超え 32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 32,000円超え 56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超え 28,000円 旧契約と新契約の両方がある場合 旧契約と新契約の控除額の合計(上限28,000円)か旧契約の控除額(上限35,000円)のいずれか大きい金額
		①地震保険料だけの場合 支払保険料 控除額 50,000円以下 1/2 50,001円以上 25,000円 ②旧長期(保険等の期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)損害保険料だけの場合 支払保険料 控除額 5,000円以下 全額 5,001円以上 15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,001円以上 10,000円 ③地震と旧長期の両方がある場合 ①と②で求めた金額の合計額 限度額25,000円

配偶者控除	配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合	33万円 老人配偶者(70歳以上)の場合は38万円
配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が生計を一にする配偶者で合計所得金額が58万円超133万円未満の場合	下段【配偶者特別控除早見表】参照
扶養控除	生計を一にする16歳以上の親族で、合計所得金額が58万円以下の場合	一般の扶養親族の場合33万円 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の場合45万円 老人扶養親族(70歳以上)の場合38万円 老人扶養親族のうち、納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居している場合45万円
障害者控除	本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合	障害者1人に付き26万円 特別障害者の場合30万円 同居特別障害者の場合53万円
寡婦控除	合計所得金額500万円以下の方で、夫と死別もしくは離婚または夫の生死が不明かつ扶養親族を有している場合	26万円
ひとり親控除	扶養親族である子を有する独身の父母で、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合	30万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が85万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円
基礎控除	合計所得2,500万円以下の納税義務者すべてに適用	43万円(合計所得金額2,400万円以上から遞減)

配偶者控除および配偶者特別控除額一覧

配偶者の合計所得金額			納税者本人(扶養する人)の合計所得金額 (給与所得のみの場合の収入金額)		
			900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
配偶者控除	70歳未満 (控除対象配偶者)	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円
	133万円超		控除対象外		

10) 税額控除

【調整控除】

国から地方への税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除、扶養控除等)の差額に基づく負担増を調整するため、前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合に所得割額から控除します。

■合計課税所得金額が200万円以下の場合

AまたはBのいずれか少ない金額の5%(町民税3% 県民税2%)

A 所得税との人的控除額の差の合計額

B 合計課税所得金額

■合計課税所得金額が200万円を超える場合

AからBを控除した金額の5%(町民税3% 県民税2%)

ただし5万円を下回る場合は、5万円の5%

A 所得税との人的控除額の差の合計額

B 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

税目		住民税	所得税	人的控除の差
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
ひとり親控除		—	—	5万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者控除	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	58万円超 95万円以下	33万円	38万円	5万円
	95万円超 100万円以下	33万円	36万円	3万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定(19歳~23歳)	45万円	63万円	18万円
	老人(70歳以上)	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
基礎控除		—	—	5万円

【配当控除】

対象となる配当所得がある場合、法人税と住民税の二重課税を調整するため、算出所得割額から一定の配当控除を行います。（申告分離課税を選択した場合、配当控除は受けられません。）

【寄附金税額控除】

市区町村や県などの地方公共団体（ふるさと納税）、日本赤十字社支部等に対する寄附金を出し、当該寄附金の合計額が2,000円を超える場合には、調整控除後の所得割の額から所定の算式で計算した金額を控除します。

＜寄附金税額控除額の求め方＞

控除額は次の基本控除額、特例控除額を合わせた金額になります。

・基本控除額

町民税＝（寄附金の合計額－2,000円）×6%

県民税＝（寄附金の合計額－2,000円）×4%

※寄附金の合計額は総所得金額の30%が上限です。

・特例控除額

控除額＝（都道府県・市区町村への寄附金の合計額－2,000円）×[90%－（0～45%×1.021）]

うち町民税特例控除額＝控除額×60%

うち県民税特例控除額＝控除額×40%

※特例控除額は町県民税所得割額の2割が上限です。

・申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例）

確定申告が不要である給与所得者等が「ふるさと納税」を行う自治体に対し「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）」を提出すれば、その年分の確定申告等が省略できます。

【外国税額控除】

外国で所得税及び住民税に相当する税が課税されたときは、国際間の二重課税となるので、これを調整するために一定の方法により県民税所得割、町民税所得割の順に控除されます。

【配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額】

平成16年1月1日以降に取引された一定の上場株式等の配当等（いわゆる特定配当等）又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得（いわゆる特定株式等譲渡所得）からはそれぞれ配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収（源泉徴収）され、原則として申告不要とされました。申告した場合には町県民税所得割額から配当割額・株式等譲渡所得割を控除することができます。ただし、この場合には、特定配当等・特定株式等譲渡所得に係る所得について町県民税所得割が課税されます。

【住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）】

所得税において住宅ローン控除の適用を受ける方のうち、所得税から控除しきれない金額がある場合、翌年度の住民税の所得割の額から控除する制度です。住民税がもともと非課税の方や、均等割のみ課税になる方は、住民税の住宅ローン控除は適用されません。

また、所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合や、住宅ローン控除を適用しなくても所得税が非課税の場合は、対象になりません。